Q3:食物アレルギー疾患を有する児童生徒への対応について教えてほしい。

現在、アレルギー疾患を有する児童生徒は増加している。その中でも、食物アレルギーは、アナフィラキシーの発症により生命に関わる場合もある。そのため、食物アレルギー に関する「情報の把握・共有」「日常の取組と事故防止」「緊急時に向けた対応」などにつ いて全職員で徹底を図る必要がある。また、医療機関、消防署、調理場、保護者等関係者 との連携体制を整備しておくことも欠かせない。 以下に、食物アレルギー疾患における対応等について例を示す。

情報の把握・共有

(1)管理・配慮が必要な児童生徒の把握

入学予定者に対して

- ・就学時健康診断時に提出される「食物 アレルギー調査票」(市町教育委員会が 配布)により配慮を要する児童を把握
- する。 ・入学説明会等で、保護者に対し、 での管理や配慮を希望する場合は申し 出るよう説明する。

在校生に対して

- 学校だよりや保健だより、保護者会等の機会に、 アレルギー疾患に対する学校での管理・配慮を 希望する場合は申し出るよう説明する。
 - ※毎年度始めに食物を含むアレルギー調査を行 うことも考えられる。
- 保健調査票や健康観察、健康相談等からの情報 に関して、必要があれば保護者に確認する。
- (2)学校生活管理指導表の提出、個別の取組プランの作成

就学時・新規発症時・転入時の場合

- ・学校は「食物アレルギー調査票」によりアレルギー を把握し、管理や配慮を希望する保護者に「学校生 活管理指導表」図1 を配布し、回収する。
- ・「学校生活管理指導表」に基づき保護者と面談する。 ※食物アレルギーの症状と対応や給食への要望等を
- ※食物アレルギーの対応方針や費用負担等について の説明
- ・「個別の取組プラン(案)」を作成し、関係職員や食物アレルギー対応委員会等で検討・決定する。
- ・保護者に決定事項の説明をし、同意が得られた段階
 - で「同意書」の提出を依頼する。 ※エピペン®所持者については「緊急時の対応表」 図2 を作成するとともに、消防署との連携(「個別の取組プラン」「緊急時の対応表」の情報提供) について保護者と協議する。



図1 学校生活管理指導表 栃木県学校におけるアレルギー疾患対応 マニュアルP70、71参照

進級時・進学時の場合

- ・進級時の手続きは、基本的に「就学時・新規発症時・転入時 の場合」と同じ
- ※「学校生活管理指導表」は症状に変化がない場合でも、「管 理不要」の指示があるまでは毎年提出を依頼 ・進学時は、最新の「学校生活管理指導表」の原本と「個別の
- 取組プラン」を健康診断票とともに送付し、 管理・配慮が途 切れないように引継ぎする。その際、必ず保護者に了承を得 る。

(3) 校内における個別の取組プランの共通理解

全職員の共通理解と協力のもと、食物アレルギーへの対 応ができるよう、下記の点を中心に個別の取組プランの共 通理解を図る。

- 疾患名、疾患の特徴、重症度など
- ・日常の配慮事項、健康観察のポイント ・クラス等への周知・指導
- ・保護者の意向
- ・緊急時の対応 ・教職員の役割分担

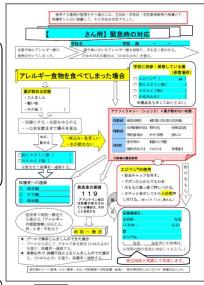


図2 緊急時の対応表

栃木県学校におけるアレルギー疾患 対応マニュアルP76参照

2 日常の取組と事故防止

毎月の食物アレルギー対応は、「詳細な献立表」「献立対応予定表」を作成し、保護者と関係 職員との協議により決定する。安全性を最優先とする考えのもと、アレルギー対応を踏まえた 「献立作成」から「配膳」までの各段階において、複数の目によるチェック機能を強化するこ とが事故防止につながる。

(1)毎月の献立に係る保護者との協議 <保護者が来校する場合>

> 栄養教諭·学校栄養職員 等が「詳細な献立表」を 作成する

保護者と関係職員により、「詳 細な献立表」を確認しながら 対応について協議する

保護者は「承諾書」 に記入し、学校に提 出する

<資料を送付する場合>

栄養教諭・学校栄養職員 等が「詳細な献立表」「献 立対応予定表」を作成し、 学校を通して「承諾書」 とともに送付する

保護者は「詳細な献立表」「献 立対応予定表」を確認し、不 明な点は関係職員と協議する



保護者は「承諾書」 に記入し、学校に提 出する

(2)受け渡し・配膳・片付け

食物アレルギーによる給食対応にはレベル1~レベル4 表1 までの対応がある。それぞ れのレベルによって対応は違うが、レベルに合わせて以下の点に注意して事故防止に努める。

学校での受け渡し

- ・配膳室等で対応食を引き渡すときは、直接学級担任や当該児童生徒に渡したり、対応カード図3をお盆に貼ったりするなど、誤配のないように注意する。
- ・対応食に表示された学年・氏名・献立名・対応 内容等を確認する。
- ・周辺児童生徒の給食と混合がないよう、確認 と指導を行う。

配膳・片付け

- ・原因食物が当該児童生徒に接触したり、食器 に触れたりしないよう注意する。 ・学級担任が不在の時は、誤配がないよう十分
- 注意する。
- ・誤食の危険性があるため、原則として「おか わり」をさせないようにする。
 - ※レベル1、2であっても、誤食事故が起き ないよう注意する。
- ・当該児童生徒が使用した食器等は、そのまま 配膳室やワゴン車等に返却する。

共同調理場では

- ・複数校を受け持つので、コンテナと容器 の表示の色を合わせたり、学校別に変え たりする。
- ・学級担任に直接渡すことができないため、 特に連絡体制に注意する。

食物アレルギー対応カード				
A # 57 411	IT 22	○月○日(○) 芳賀 太郎 さん		
□ <u>△年∨組</u> 原因食品	<u> </u>	<u> 万貝 人切 CN</u>		
料理名	厚焼玉子			
対応	豚肉しゅう	まいで代替		
調理	<u>理場</u> 付 対応M	学級		
- 前坪:	271 X1 VLV411	生 記入		
			_	

| 図 3 | 対応カードなどで誤配防止

| 表 1| 食物アレルギーによる給食対応レベル

レベル1	「詳細な献立表」 対応	「詳細な献立表」を事前に配布し、保護者や学級担任の指示又 は児童生徒自身の判断で、給食から原因食物を除いて食べる。
レベル2	弁当対応	一部弁当対応:原因食物を含む料理に対して、部分的に弁当 を持参する。 完全弁当対応:給食を提供せず、全て弁当を持参する。
レベル3	除去食対応	調理の過程で、原因食物を加えない給食を提供する。また、 単品の牛乳や果物を除く。
レベル4	代替食対応	調理の工程において原因食物に代わる食材を補い、完全な献立を提供する。

※各市町の給食センターや調理場により対応可能なレベルが違うため、食物アレルギーによ る給食対応を検討する際は、必ず関係機関・職員等との連携が必要。

3 緊急時に向けた対応

食物アレルギー疾患には、アナフィラキシーの発症のように緊急の対応を要する疾患がある。 生命に関わるため、迅速かつ適切な対応が必要である。そのためには、情報の共有はもとより、緊急時に備えて対応の手順を理解し、エピペン®の使用方法や心肺蘇生法などを訓練しておくことが重要である。

(1)校内での役割分担

発見から救急隊員に引き継ぐまでには、「観察」「管理」「準備」「連絡」「記録」「誘導」「周囲の子対応」など様々な役割がある。いつ、どこでアナフィラキシーが発症しても、発見者及び近くにいる教職員で役割が果たせるようにする。情報を確実に共有し、誰が食物アレルギー疾患をもっているか、エピペン®を所持しているか、エピペン®はどこに置いてあるかなどを、全教職員が把握していることが大切である。

緊急時の対応方法と役割分担

4				
発見者「観察」 □発症した児童生徒から離れない □助けを呼び、人を集める □管理職が到着するまでリーダー代行と □エピペン®の使用または介助 □心肺蘇生・AEDの使用 □薬の内服の介助 ※近くに人がいなくてやむを得ない場合 き、発見者はその場を動かず指示を出 発症した児童生徒のそばで状況を観察 その場でできる応急処置を行う。	□心肺蘇生・AEDの使用 i を除 i し、			
************************************	教職員B「連絡」 □救急車の要請 □管理職への連絡 □保護者への連絡 □他の教職員の協力を要請(校内放送等) ※救急車の要請は、管理職や保護者への連絡 絡よりも優先する。 ※救急車に連絡をした教職員は、応急処置 の指示のため折り返し電話があることを 考え、常に連絡を受けられるようにして おく。			
<u>r</u>				
教職員C「記録」 □観察を開始した時刻を記録 □エピペン®を使用した時刻を記録 □内服薬を飲んだ時刻を記録 □5分ごとに症状を記録 ※症状の継続時間、服薬やエピペン®注射の時刻はとても重要な情報である。 ※救急車到着後、救急隊員に報告する。	その他の教職員「その他」 □校内での緊急車両の通路確保 □救急車・救急隊員の誘導 □周囲の児童生徒を遠ざける □エピペン®の使用または介助 □心肺蘇生・AEDの使用 ※周囲が騒がしくならないため、また精神 的な混乱を避けるためにも、周囲の児童 生徒への対応は大切である。			

(2)校内研修の充実

食物アレルギーに伴うアナフィラキシーの発症など、万一の場合に備え、全教職員が食物アレルギーに関する正しい知識を身に付けるとともに、勤務校に在籍する食物アレルギーを 有する児童生徒一人一人の情報を把握し、緊急時に適切に対応できるように校内研修を実施 する必要がある。

食物アレルギー疾患のある児童生徒が在籍している場合

- ○食物アレルギー疾患のある児童生徒の「緊急時の対応表」を全職員が共有し、発見から 救急隊員への引き渡しまでを想定した、より現実的な研修を行う必要がある。 ○手順を示したアクションカードやエピペン®練習用トレーナーなどを活用すると
- 複数の役割(前頁「緊急時の対応方法と役割分担」)が体験できるように研修することが 望まれる。
 - ※エピペン®は本人又は保護者が注射することが基本であるが、本人が注射できない状況 にある場合は、その場に居合わせた教職員が注射することが望まれる(注1)。 ※学校がエピペン®を取り扱えるのは次の①②両方の要件を満たした場合とする。

- ①「学校生活管理指導表」により事前に関係者で話し合い、学校での対応を決めてい
- る場合。 ②エピペン®に関する一般的な知識、注射の方法、投与のタイミングなど、対応の仕方 の指導を事前に受けている場合。
- (注1)その場に居合わせた教職員が、エピペン®を自ら注射できない状況にある児童生徒に代 わって注射することは、緊急時のやむを得ない措置として行われるものであり、反復 継続する意思がないものと認められ、医師法第17条の違反にならないと考えられる。

食物アレルギー疾患のある児童生徒が在籍していない場合

○下の参考資料等により、食物アレルギーに関する知識の習得やアナフィラキシー発症時 の役割の確認など、一般的な研修の実施が考えられる。

食物アレルギーへの対応は、関係機関等との連携や全教職員の協力が必要である。多くの目で確認しながら発症を未然に防ぐこと、食物アレルギーの正しい知識を身に付け、児童生徒の症状の特徴を把握すること、発症後に症状が急速に変化することを理解し、緊急時の対応への準備を しておくことなどが求められる。

【参考資料】-

学校におけるアレルギー疾患対応資料 (Youtube動画)

・学校給食における食物アレルギー対応指針

・ぜんそく予防のためのよく分かる食物アレルギー対応ガイドブック H26.6 環境再生保全機構・学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル H25.9 県教委

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン

H27.3 文科省

H27.3 文科省

H20.3 日本学校保健会